

平成30年10月5日開催

箕輪町農業委員会第8回総会

# 会 議 録

1. 開催日時 平成30年10月5日(金) 午前9時58分から午前10時25分

2. 開催場所 箕輪町役場 講堂

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	山崎	万里子

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
日程第5 報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について  
日程第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
日程第7 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第8 報告第4号 農地法第4条第1項の規定による届出について

局 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。  
ご起立をお願いします。ご苦労さまです。  
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

お疲れ様です。先日の台風24号については、多少風はありましたが被害は無かったとの報道であります。本日は、午後北部の農業委員会交流会が予定されております。稲刈りがまだの方もいてきがきでないとは思いますが、1日農休みとしてお願いしたいと思います。

局 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第8回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

9月の経過報告について申し上げます。

9月第7回総会を9月5日（水）に行い、農地法第5条3件の転用案件について総会后6日付け許可書を交付しました。

農地法第4条1件、5条1件の転用審議案件については、南信地区常設審議委員会において、長野県農業会議会長へ諮問を行い、9月14日に県常設審議委員会が開催され、当町での転用案件については問題なく許可が認められたため、18日付けで許可書を交付しました。

農地相談を9月14日（金）午後6時から行い、大槻博文委員、代田三男委員、井

口雅文委員、藤森英雄委員に対応いただきました。ご苦労様です。後ほど協議会で相談案件についての報告をお願いします。

あっせん会議を9月19日(水)午前9時から行いました。鈴木農業委員に対応いただいております。ご苦労様です。

農政部会を9月20日(木)午後6時30分から行っております。内容につきましては、後程協議会の中で報告をいただきたいと思っております。

農業者年金加入推進特別研修会が、9月21日(金)午前10時30分から松本市J A中信会館で行われ、原義久委員・原美鈴委員に参加いただきました。ご苦労様であります。後程の協議会で報告をお願いします。

平成30年度新任の農業委員・農地利用最適化委員研修会が9月27日(木)に安曇野スイス村サンモリッツ大ホールにて行われ、新規農業委員、最適化推進委員の皆さんが参加いただきました。ご苦労さまです。

10月転用案件現地確認を会長、会長代理、農地部会正副部長、当番委員で行いました。

引き続き、役員会を午前10時30分から行いました。以上で9月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

2番向山壽美治委員・3番北條眞一委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目の案件につきましては、売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は [ ] m<sup>2</sup>、 [ ] m<sup>2</sup>  
計 [ ] m<sup>2</sup>の2筆となります。

譲渡人は、 [ ] の [ ] さん。譲受人は [ ] の [ ] さん。 [ ] は、高齢のため農業経営縮小を計画しておりました。 [ ] は、 [ ] に農業経営を行っており、農業経営拡充を考えておりました。

売買金額は、 [ ] になります。申請地は農振農用地区域内で、下限面積の30aの要件は満たしております。位置図は、1ページになります。

2番目の案件について説明します。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、 [ ] m<sup>2</sup>。

譲渡人は [ ] に住んでおり、 [ ] に売買するものです。

申請地は農振農用地区域外で、下限面積の5aの要件は満たしております。

売買金額は、 [ ] です。

位置図は、3ページになります。

事務局

議案第1号の説明は以上になります。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。  
1番の案件を原義久委員。

原委員 　　[ ] 話をしておりましたが、今回9月14日に [ ] 今回の申請についての説明を受けております。  
皆さまのご審議をお願いします。

議 長 　　2番の案件を大槻博文委員。

大槻委員 　　9/16に [ ] を受けました。内容については、事務局の説明のとおりであります。ご審議をお願いします。

議 長 　　ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、  
質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
（「なし」の声あり）

議 長 　　質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（全員「異議なし」）

議 長 　　異議なしと認めます。よって第1号議案については原案のとおり認めることに決定しました。  
日程第3議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をいたします。  
1番目の案件につきましては、計画変更による住宅に伴う申請です。

土地の所在は [ ] m<sup>2</sup>

申請者は、 [ ] さん。

申請者の [ ] は、本年7月住宅用地として申請地を取得しましたが、家族が病気となり実施が困難となったため、計画を変更し、譲受人に売買を計画。譲受人は、現在 [ ] 住んでおり、自己住宅を建設したいと考えており、今回の申請地は、商業施設とも近く、生活しやすい点、また、自己資金の範囲内であった為計画をするものです。

農地区分は、市街化近接区域内で概ね10ha未満の農地で、近年宅地化が進んでい

る地域であります。

位置図は、1 ページになります。

2 番目の案件につきましては、使用賃借による物置設置に伴う申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m<sup>2</sup>

申請者は、土地所有者の息子さん（長男）です。現在申請地の北隣の住宅に康德さんら（計5名）と暮らしていますが、住宅家財の置場を造りたいと考えていました。住宅敷地に隣接の申請地以外の農地は、白地農地ではありますが、共に耕作者の営農意欲が強い土地であり、今回の申請地を事業計画地として選定され、農振除外手続きを完了しております。

申請地は西天竜土地改良区の受益地であります。同意を得ております。

農地区分は、概ね 10ha 以上の一団の農地を形成した良好な営農条件を備えている 1 種農地に該当しますが、転用許可の例外として、「既存の集落に接続して設置されるもの」に該当。

位置図は、4 ページになります。

議案第 2 号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1 番の案件に関しまして藤澤昭二委員。

藤澤委員

9/17 譲渡人より説明。近隣は宅地化が進んでいる地域であり、問題無いと思いません。

議 長

2 番の案件に関しまして原義久委員。

原委員

9/18 に XXXXXXXXXX が来て説明を受けました。状況から問題無しと感じております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。

議 長

ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。

議案第 2 号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり認めることに決定

いたしました。

日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

1ページは、総括表となります。

田 11,691 m<sup>2</sup>、畑 4,681 m<sup>2</sup> 計 16,372 m<sup>2</sup>

2ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2ページは、3年新規 1筆 田 982 m<sup>2</sup>

3ページは、5年新規 2筆 田 1,006 m<sup>2</sup> 1筆 畑 1,384 m<sup>2</sup> 計 2,390 m<sup>2</sup>

4ページは、5年継続 2筆 畑 3,297 m<sup>2</sup>

5ページは、7年新規 1筆 田 1,255 m<sup>2</sup>

6ページは、8年新規 1筆 田 2,174 m<sup>2</sup>

7ページは、10年新規 7筆 田 6,274 m<sup>2</sup>

となります。

議案第3号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

発言が無いようですので、質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

一同 異議なし

議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり認めることに決定しました。

日程第 報告第1号 農業基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

9月19日にあっせん会議を開き、公益財団法人長野県農業開発公社から、XXXXXXXXXXに売買を行いました。農地の所在は、記載のとおりであります。3筆「畑」3,518 m<sup>2</sup>であります。

こちらは、3ヶ月が経過したため、今回規模拡大による購入となっております。報告第2号についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの報告第1号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。

日程第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてご説明いたします。農地の貸借を双方の合意により解約をしたものでございます。

8月、9月に届出のあったものが3件ございました。解約後の次期耕作者につきましては、売却予定が2件、次期耕作者への貸出しが1件という内訳になっておりますので、よろしく願いいたします。

番号2に関しましては、今回議案第1号農地法3条第1項の規定による許可申請の1番の案件に該当しております。

報告第2号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの報告第2号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第2号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第7 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の7月末から9月の受付分になります。全部で7件ございました。町内お住まいの方が主ですが、中には県外、県内であっても遠方にお住まいの方が相続で取得した農地や、複数筆ある方が多くなっております。地元の農業委員さんも注意していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの報告第3号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第3号は聞きとどめてまいります。



続きまして、日程第8 報告第4号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明いたします。  
土地の表示は、[ ] 面積は [ ] m<sup>2</sup>の内 [ ] m<sup>2</sup>  
農機具収納施設 1棟の届出となります。届出者は、申請地の東側に隣接する所にお住まいの [ ] さんになります。 [ ] さんは、現在の農機具置き場が無い為、農機具置き場が必要となったため、届出を行うものです。

報告第4号の説明は以上になります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの報告第4号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願ひします。

発言が無いようですので、報告第4号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第9 報告第5号 農地改良届について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第5号 農地改良届について ご説明いたします。

土地の表示は、 [ ] m<sup>2</sup>

届出人は、 [ ] さんです。農業耕作の利便性を向上することを目的として行うものです。

位置図は、議案書の3ページとなります。

報告第5号の説明は以上になります。よろしくお願ひします。

議長

報告第5号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願ひします。

発言がないようですので、報告第5号は聴き留めて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思ひます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

2 番

---

3 番

---